（試験研究用等原子炉施設の維持に係る技術上の基準）

第十一条　法第二十八条の二の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準（附帯陸上施設に係るものに限る。第十三条第二項、第十四条第二項及び第二十二条第一号において「技術基準」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　非常用動力源その他の非常用安全装置が、法第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところ（以下この条において「許可を受けたところ等」という。）による条件において許可を受けたところ等による時間内に確実に動作すること。

二　許可を受けたところ等による警報装置が、許可を受けたところ等による条件において確実に動作すること。

三　附帯陸上施設中人の常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度が、許可を受けたところ等による値以下であること。

四　核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の核燃料物質の溶融及び破損を防ぐ能力並びに核燃料物質が臨界に達することを防ぐ能力が、許可を受けたところ等による能力以上であること。

五　放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力が、許可を受けたところ等による能力以上であること。

（廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持）

第十二条　法第二十八条の二ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第三十二条の五の二第十一号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第二十八条の二本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

（定期事業者検査の実施時期）

第十三条　定期事業者検査は、試験研究用等原子炉施設について、定期事業者検査が終了した日以降十二月を超えない時期（判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）ごとに行うものとする。ただし、附帯陸上施設の設置の工事の後の初回の定期事業者検査については、その使用が開始された日以降十二月を超えない時期に行うものとする。

2　前項の判定期間は、原子力規制検査において、附帯陸上施設（当該附帯陸上施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。

一　次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査を行うべきもの

二　定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの

三　次のいずれかに掲げるもの

イ　計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて附帯陸上施設の使用時において技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの

ロ　附帯陸上施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより附帯陸上施設の保安の確保に支障を来さないもの

（性能の技術上の基準）

第十一条　法第二十八条第二項第二号に規定する附帯陸上施設に係る性能の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　非常用動力源その他の非常用安全装置が、法第二十三条第一項又は法第二十六条第一項の設置又は変更の申請書及びこれらの許可の際に付された条件を記載した書類（以下この条において「申請書等」という。）及びその添付書類に記載した条件において申請書等及びその添付書類に記載した時間内に確実に動作すること。

二　申請書等及びその添付書類に記載した警報装置が、申請書等及びその添付書類に記載した条件において確実に動作すること。

三　附帯陸上施設中人の常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度が、申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること。

四　核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の核燃料物質の溶融及び破損を防ぐ能力並びに核燃料物質が臨界に達することを防ぐ能力が、申請書等及びその添付書類に記載した能力以上であること。

五　放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力が、申請書等及びその添付書類に記載した能力以上であること。

（使用前検査合格証）

第十二条　原子力規制委員会は、法第二十八条第一項の検査を行い、合格と認めたときは、使用前検査合格証を交付する。

（施設定期検査を受ける試験研究用等原子炉施設）

第十三条　令第十六条の原子力規制委員会規則で定める試験研究用等原子炉の附属施設は、第三条第一項第二号ヌ(イ)の非常用電源設備とする。